

平成 26 年 2 月 12 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

藤 川 謙 二

平成 25 年度補正予算に係る医療施設等施設整備費補助金
(有床診療所等スプリンクラー等整備事業) について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般の平成 25 年度補正予算の成立を受け、厚生労働省医政局指導課より各都道府県医政主管部(局)宛に、「有床診療所等のスプリンクラー等整備事業」について、事務連絡が出されました。

当該事業については、別紙の通り 101 億円の予算が計上されております(別紙の基準額等は未確定のものです)。

一方、有床診療所の防火体制のあり方については、現在消防庁の「有床診療所火災対策検討部会」において検討しているところであります。

そのため、本事務連絡では、

- ・ 現時点では、有床診療所火災対策検討部会の検討の途中のため、厚生労働省として、実施要綱・交付要綱を示すことが困難であること
- ・ 事業計画書の作成や審査に時間を要することが見込まれることから、当該補正予算を平成 26 年度へ全額繰越を行った上で交付決定を行う可能性があること(その場合、平成 25 年度中に着工する事業については補助対象外となること)
- ・ 事業計画を審査した上で行う「内示」以降に契約事務が開始されるものが補助対象となること
- ・ 要望額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内となるよう要望額の調整があること

等留意点が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
平成26年2月7日

各都道府県医政主管部（局）御中

厚生労働省医政局指導課
厚生労働省医政局医療経理室

平成25年度補正予算に係る医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等のスプリンクラー等整備事業）について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

平成26年2月6日、平成25年度補正予算が国会審議を経て成立しました。本補正予算に計上している有床診療所等のスプリンクラー等整備事業の実施に当たっては、昨年10月に発生した福岡市の有床診療所における火災を受けて発足した消防庁の「有床診療所火災対策検討部会」における議論を踏まえ進めていく必要がありますが、検討の途中である現時点では、当該事業の実施要綱・交付要綱をお示しすることが困難であるため、実施要綱・交付要綱については、有床診療所火災対策検討部会での議論の方向性が見え次第、送付いたします。

つきましては、実施要綱・交付要綱の発出以降、事業計画書等を早期にとりまとめしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

【留意点】

1. 上記のとおり、有床診療所火災対策検討部会での議論の方向性が現時点で見えておらず、実施要綱・交付要綱をお示しできないこと、また、事業計画書の作成や審査に時間を要することが見込まれることから、当該補正予算を平成26年度へ全額繰越を行った上で交付決定を行う可能性があります。

本事業は、ご提出いただく事業計画を審査した上で行う「内示」以降に、契約事務が開始されるものが補助対象となることから、繰越を行った場合は、平成25年度中に着工する事業については補助対象外となりますのでご留意ください。

2. 要望額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内となるよう要望額の調整をさせていただきますのでご承知置きください。

【有床診療所火災対策検討部会での検討状況（第2回有床診療所火災検討部会資料より抜粋）】

○スプリンクラーの設置についての検討

火災発生時に延焼を抑制し、一定の避難時間を確保する自動消火設備として、スプリンクラーがあり、有床診療所等におけるスプリンクラーの設置のあり方について以下の検討が必要。

（スプリンクラー設置義務化対象範囲（面積要件・その他要件））

・有床診療所にはスプリンクラーが有効と考えられるが、仮に設置義務をかけるとすればどのような施設が対象となるか。（資料2-4）

・「介助しなければ避難できない者が多数を占める施設」では、スプリンクラー設備は有効ではないか。（資料2-6）

（水道連結型スプリンクラーの設置の是非及び認められる場合の対象範囲）

・可燃物、間取り等考慮し、適切な箇所にスプリンクラーヘッドを設置することで、小規模のものについては、水道連結型スプリンクラー設備の設置で十分な効果が認められるのではないか。（資料2-6）

（水道連結型スプリンクラーが認められる場合のスプリンクラー設置に当たって、スプリンクラーヘッドの設置を要さない箇所）

・小規模な有床診療所等の水道連結型スプリンクラー設置に当たっては、
・自動的に消化を行うことで避難誘導に注力することが重要
・水道連結型スプリンクラーは放水量が少なく、延焼拡大の抑制が困難であるため、スプリンクラーヘッドの設置を要さない場所について検討。

（資料2-6）

※消防庁の「有床診療所火災対策検討部会」の資料については、下記のアドレスで確認することができます。

http://ns1.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/yuushou_kasaitaiaku/index.html

医療施設の防災対策の推進

(有床診療所等のスプリンクラー等整備事業、災害拠点病院等の耐震整備事業)

平成25年度補正予算(案)

115億円

(1) スプリンクラー等整備事業(101億円) : 医療施設等施設整備費補助金

10月11日未明に福岡市内の有床診療所で発生した火災事故を踏まえて、消防庁において「有床診療所火災対策検討部会」を立ち上げ、防火対策のあり方について、議論がなされているところである。この議論の行方を注視しつつも、同様に火災が発生した際の甚大なる被害を防ぐための緊急対策として、スプリンクラー等の整備に対し、財政支援を行うもの。

- 基準額 17,000円/m²
- 補助率 定額

<本事業の対象として想定されるもの>

- ・スプリンクラー等の設置に関する工事費又は工事請負費

<本事業の対象となる施設>

- ・有床診療所(歯科含む)、病院、有床助産所

※現行の消防法においてスプリンクラーの設置義務のかかっていないもの

(2) 耐震整備事業(14億円) : 医療提供体制施設整備交付金

災害発生時に患者受入の拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター及び地域の救急患者の受け入れを行う二次救急医療機関の耐震整備に対し、財政支援を行うもの。

- 基準額 75,210千円
- 補助率 1/2

<本事業の対象として想定されるもの>

- ・耐震整備に関する工事費又は工事請負費

<本事業の対象となる施設>

- ・災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関